# 秋の交通安全 県民総ぐるみ運動

9月21日出~30日月の10日間、秋の交通安全県民総ぐるみ運動が 実施されます。

例年、秋口以降は急速に日の入り時間 が早まり、夕暮れ時や夜間の交通事故 が多発します。

ドライバーの方は早めのライト点灯と 原則ハイビーム、歩行者や自転車の方 は反射材を身に付けるなど、交通事故 防止へのご協力をお願いします。

## 運動の重点

- ・反射材用品などの着用推進や安全な 横断方法の実践などによる歩行者の 交通事故防止
- ・夕暮れ時以降の早めのライト点灯や ハイビームの活用促進と飲酒運転な どの根絶
- ・自転車・特定小型原動機付自転車利 用時のヘルメット着用と交通ルール 遵守の徹底
- **過市民生活課 ☎20-3014**

## 献血にご協力ください

受け付けは直接会場でお願いします。 今回は、全血献血(400ml・200 ml)のみで、成分献血はありません。 なお、200ml は予定数に達し次第終 了します。

※本人確認のため、運転免許証、健康 保険証などを提示してください。

▶日時:9/18(水)

10:00~11:45、13:00~16:00

## 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方の権利を守り、そのような方が安心して生活していけるよう、支援する人(成年後見人など)を選ぶことで、法的に支援する制度のことです。成年後見制度は、2種類に分かれます。

### 法定後見制度

すでに判断能力が十分でない方を支援 する制度です。「補助」、「保佐」、「後見」 の3類型に分かれており、判断能力の 程度など、本人の状態によっていずれ かの類型に分類されます。制度の申し 立てをする場所は、宇都宮家庭裁判所 足利支部(足利市丸山町621)です。

#### 任意後見制度

本人の判断能力があるうちに、将来判断能力が十分でなくなったときに備えて、あらかじめ自ら選んだ任意後見人と自分の生活のことや財産管理に関する事務などについて代理権を与える契約(任意後見契約)を結んでおく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続きや費用については、足利公証役場(足利市通3丁目2589足利織物会館3階)にお問合せください。

## 高齢者の方

いきいき高齢課 **☎**20-3021 **知的障がいなどの方** 障がい福祉課 **☎**20-3025



# 敬老祝金の贈呈

高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するため、毎年度節目の年齢となる方に対し、敬老祝金を贈呈します。

▶支給要件:令和6年9月1日時点で 1年以上佐野市の住民基本台帳に記 録されている88歳と100歳の方

▶支給方法:□座振替

※対象者の方へ9月中旬に口座振込依頼書をお送りします。振込予定時期は 11月です。

## 88歳の方

昭和11年4月1日~昭和12年3月 31日生まれの方

▶支給金額:2万円

#### 100歳の方

大正13年4月1日~大正14年3月 31日生まれの方

▶支給金額:10万円

**過いきいき高齢課 ☎20-3021** 

# 「全国家計構造調査」 を実施します

総務省統計局は10月から11月まで の2カ月間、全国家計構造調査を実施 します。佐野市では、石塚町、出流原 町、田沼町、戸奈良町の一部の地区が 対象になります。

この調査は、皆さまに日々の収入や支 出などを回答いただき、国民生活の実 態を明らかにするものです。調査結果 は、社会保障や福祉政策の検討など、 身近な政策などに役立てられます。 調査員が皆さまのお宅に伺いました ら、調査にご協力くださいますようお 願いします。

**造政策調整課統計係 ☎20-3001** 



## 不動産公売

一般の方も参加できる入札により不動 産を公売します。

▶日時: 11/6(水) 13:50~▶会場: 302会議室(3階)

公売対象不動産の詳細については、収 納課納税係へお問い合わせいただく か、市ホームページをご覧ください。 中止になる場合やその他注意事項があ ります。詳しくは市ホームページをご 確認ください。

**造収納課☎20-3010** 



## 行政書士による無料相談会

10月1日似~31日休は全国一斉行政書士制度広報月間です。

栃木県行政書士会佐野支部が相続・遺言、会社設立、営業許可申請などに関する無料相談会を開催します。

▶日時: 10/7(月) 13:30~▶会場: 市民活動スペース (1階)※1人30分程度、予約優先

■市民生活課 ☎20-3014

# 空き家問題110番

栃木県司法書士会では「亡くなった父 名義の実家が空き家となり相続で悩ん でいる」「認知症の母名義の実家を処 分して施設費用に充てたい」「空き家 の管理を所有者が放置しており困って いる」「空き家の所有者が分からず困っ ている」など、空き家問題について無 料電話相談会を実施します。

▶日時: 9/8(日) 10:00~16:00

▶相談方法: 電話相談のみ

0120-634-566 (当日のみ)

※相談無料、秘密厳守、予約不要

<del>尚</del>栃木県司法<del>書</del>士会

**☎**028-614-1122

# 年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される ものです。

#### 対象となる方

- ▶老齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たしている方
  - 65歳以上である
  - ・請求する方の世帯全員の住民税が非課税となっている
  - ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が878,900円以下である 給付額

月額5,310円を基準に、保険料納付済期間、免除期間などに応じて算出 されます。

- ▶障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、次の要件を満たしている方
  - ・前年の所得額が4,721,000円以下である

## 給付額

・障害基礎年金を受給している方 等級 2級 月額5,310円

1級 月額6,638円

・遺族基礎年金を受給している方 月額5,310円 ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、 5,310円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

※給付額については、令和6年度の金額

# ■問合せ ねんきんダイヤル (日本年金機構) ☎0570-05-4092

## 請求手続き

支給要件を満たし、新たに年金 生活者支援給付金の支給対象と なる方には、9月頃から順次、 日本年金機構から請求手続きの ご案内が送られます。

お手元に届きましたら、同封の はがき(年金生活者支援給付金 請求書)を記入し、お早めにお 手続きいただきますようお願い します。

年金生活者支援給付金がすでに 支給されている方で、引き続き 支給要件を満たす場合は、2年 目以降のお手続きは不要です。



